

学習院創立150周年記念シンボルマークの使用ルール

【申請について】

(1) 申請が不要な場合

- ・教職員が業務等で使用する場合
- ・在籍する学生・生徒・児童・園児、または現に学校の活動（クラブ活動、部活動、父母会など）に関係している父母や卒業生が、学校の活動で使用する場合

(2) 上記以外は創立150周年記念事業統括部への申請が必要です（以下は例）

- ・教職員が業務以外での使用をする場合
- ・現に学校の活動に関係していない父母、卒業生の方が使用する場合
- ・外部の方が使用する場合
- ・無料配布ではない場合

【使用の制限】

次に該当する不適切な使用については、その使用を禁止します。

- (1) 申請した使用内容と異なる場合
- (2) シンボルマークのガイドラインに反した使用をしている場合
- (3) 政治、宗教、思想等の目的のために使用し、又はそのおそれのある場合
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (5) 本院若しくは第三者の信用若しくは品位を害し、又はそのおそれのある場合
- (6) 暴力団又は暴力団員の利益になるおそれのある場合
- (7) その他院長が適当でないと認めた場合

* 院長は、シンボルマークの使用が不適切であると認めるときは、使用者に対し、シンボルマークの使用の中止、使用品の回収又は廃棄等必要な措置を命じることがあります。使用者は異議なくこれに従うものとします。

* シンボルマークの使用により使用者に損失等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

【その他】

- (1) シンボルマークに関する著作権、商標権、その他一切の知的財産権については、当法人に帰属します。【商標登録第6551618号】
- (2) 使用後に作製物、使用報告書の提出をお願いする場合があります。また、使用実績として公表させていただく場合があります。